

(質疑応答内容)

質問	回答
(芸陽バス 見崎委員) 第2条(1)オの項目は何を想定されていますか？	まだデジタル化されていない、コミバス等の回数券をデジタル化する場合を想定しています。
(芸陽バス 見崎委員) 第2条(1)オの項目は紙式と同じものをデジタルに移行というのは理解できるが、デジタル移行により、事業者によって対応できる・対応できないが生じる場合は協議対象と理解してよいですか？	お示しの事例について、デジタル化で事業者による対応可否が生まれることが懸念される場合は、運賃分科会の審議に諮る前に関係事業者と調整をすることになると考えます。 調整が調わない場合は、利用者の不利益につながるため、デジタル化することはないと考えます。 したがってご懸念の状況で運賃分科会に諮ることは想定しておりません。

以上